

概要版

第2次

玉名市人権教育・啓発 基本計画



熊本県 玉名市

1 基本的な考え方

人権とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(日本国憲法 第11条)

人権教育とは

「人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動」

(平成12年：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律より)

人権啓発とは

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」

(平成12年：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律より)

◆計画策定の背景

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する法制度の整備や諸施策の推進が図られています。

本市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指して、平成20年3月に「玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定し、各種施策の推進を図っています。

しかしながら、近年の社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、これまでにあった人権問題と併せて、インターネットによるプライバシーの侵害や誹謗中傷、災害時における人権問題など新たな問題も露見している状況です。これらの状況を踏まえ、本市では、国・県の指針及び国際的な状況との整合性を図りながら、今後の人権教育・啓発の新たな指針として、「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

◆計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10か年とします。

◆本市の状況

本市においては、一人ひとりの人権が尊重される、明るく住みよいまちづくりを目指して、人権意識の高揚を図る市民啓発と人権教育の推進に積極的に取り組み、平成7年（1995年）9月に「玉名市差別をなくし人権を守る条例」を制定し、同和問題をはじめとして、あらゆる差別をなくす取組を進めています。

また、本計画をはじめとして、「男女共同参画計画」、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」といった本市が策定した各計画の中で、様々な立場の市民の権利が守られるように、各分野で施策の推進を図っています。

◆計画の目標

平成29年（2017年）3月に策定された「第2次玉名市総合計画」においては、主要施策の中に「人権啓発の推進」を明記し、人権教育・啓発は本市における重要な施策であると位置付けられています。

また、人権教育・啓発推進法では、その第2条で「人権教育」は「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動」であり、「人権啓発」は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」であるとしています。

これらを踏まえて、本計画においては以下の4つの目標を定め、「人権教育・啓発」を推進することとします。

基本目標 1 人権についての教育・啓発

人権に関する歴史や、差別・偏見が人々に与える影響を知り、人間の尊厳を大切にする心を十分に育て、また人権とは何かを伝えること。

基本目標 2 人権としての教育・啓発

全ての人々が自由な社会に参加できるように、教育を受ける基本的な権利を保障すること。

基本目標 3 人権のための教育・啓発

人権が尊重される社会の確立をめざし、自分たちで解決しようとする積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能をもつ人々を育てること。

基本目標 4 人権を通じての教育・啓発

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を用意していること。

2 人権問題の現状と取組

女性の人権



現状

男女平等の理念は浸透しつつありますが、依然として「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が強く残っています。そのため、今もお家庭や職場において様々な男女差別が生じています。

玉名市の主な取組

- 「玉名市男女共同参画計画」の中で国及び県の基本理念や施策を踏まえ、女性の権利を守る取組を展開します。
- DVやストーカー行為、女性の健康についての悩み等に対応する婦人相談についての周知活動を行うとともに、相談員の研修を行うなど、支援を求める方が相談しやすい体制を整備します。
- 妊産婦等を支える地域の包括支援体制の充実を図ります。

子どもの人権

現状

子どもに関する条約や法制度は整備されてきましたが、学校でのいじめや不登校、家庭における貧困や虐待などが、大きな問題となっています。早期発見・早期対応を行うために、学校における取組や体制の充実、地域での見守り力の向上が求められています。

玉名市の主な取組

- 社会のモラルや道徳観が、人への思いやりを学ぶ上での基本となることから、保護者及び地域社会への啓発といった、人権について考える機会の創出に努めます。
- 虐待の早期発見に努めるために、近隣住民や保育所（園）、小中学校との密な情報共有を推進するとともに、家庭での療育環境に問題があるケースでは、家庭訪問による状況確認や相談を行います。

高齢者の人権

現状

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者への対応や経済的な被害、虐待や孤立といった問題が増加しています。高齢者が安心して暮らせる長寿社会の実現を目指して、地域の支え合いの推進や関係機関の連携強化がますます重要となっています。

玉名市の主な取組

- 高齢者の元気づくりのためのネットワークの強化を図ります。さらに、関係機関等と協力して、高齢者の積極的な社会参加を推進します。
- 高齢者が自宅で安心安全な生活ができるように支援します。
- 住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくように活動を推進します。

障がいのある人の人権



現状

障がいのある人を含む全ての人々にとって、誰もが住みよい平等な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

そのために、国や地方公共団体には、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

玉名市の主な取組

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりの推進を図ります。
- 障害者差別解消法の施行により、市がサービスを提供する時などに、障がいを理由とした差別的取り扱い等がないように、要領を定めて、その周知及び徹底を図ります。



同和問題

現状

同和問題は、日本社会の歴史的な過程の中で生み出され、日本の一部の国民が長い間に渡って様々な場面で差別を受けている、我が国固有の重大な人権問題です。差別や偏見の解消に向けて、市民の理解と認識を深める取組を推進することが必要です。

玉名市の主な取組

- 同和問題解決や差別意識の撤廃に向けての啓発や周知を推進します。
- 人権・同和問題に対する理解を深めるために教養講座や研修会等を実施します。
- 各学校間の連携をより進めることで、就学前教育の充実を図るとともに、情報共有をより深めることで適切な支援を行います。
- 研修等に教職員が積極的に参加し、人権問題の実態を把握できるように努めます。

外国人の人権

現状

近年では「ヘイトスピーチ解消法」の施行など、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組が推進されています。本市を訪れる外国人や、本市で生活する外国籍の市民は増加傾向にありますが、文化や習慣の違いによって外国人との相互理解が不足している現状があります。

玉名市の主な取組

- 外国人来庁者に対する、相談窓口等への適切な案内や、相談内容等の聞き取りを的確に行うことができるように、体制の整備に努めます。
- 国際交流協会等を通じて、国際交流活動の支援に取り組みます。

インターネットによる人権侵害



現状

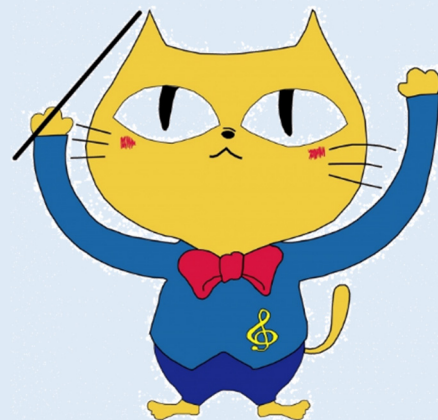
インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

また、インターネット利用者の低年齢化が進み、子どもに関係した問題や事件も増加しています。

玉名市の主な取組

- インターネットを利用する際のモラルやルールについての啓発を実施します。
- インターネットにおける人権侵害に関する相談に対して、適切な対応ができるように支援体制を整えます。

みんながやさしい心、
思いやりの心を持つように
しましょう！



水俣病に関する人権

現状

水俣病の問題は、住民が健康被害を受けただけでなく、風評による偏見や差別の問題も生じさせています。国及び県は正しい理解を広めるための啓発活動を続けています。

玉名市の主な取組

- 水俣病に関する正しい理解を深めることを目的として、講演会の開催や研修機会の確保など、様々な手段で広報・啓発活動に取り組みます。
- 子どもたちが、水俣病に対する正しい理解を深め、環境問題への意識が高まるように、各種施策の充実に努めます。



HIV感染者・難病患者等の人権

現状

現在でもHIV感染者や難病患者に対する正しい理解は十分とはいえない状況であり、患者や回復者が日常の様々な場で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

誤った認識の撤廃に向けて、正しい知識の習得と、正しい理解を促進することが重要となっています。

玉名市の主な取組

- 市民がHIV感染者や難病患者に対する理解を深めることができるように、情報提供を中心とした啓発活動を推進します。

ハンセン病回復者等の人権

現状

「人に伝染しやすい病気」という誤った認識や理解が社会に広まったため、患者本人やその家族が差別や偏見を受けるといった、さまざまな人権問題が生じています。

現在は国がその責任を認め、損失補償や名誉回復といった救済に向けた法整備を行うなど、差別や偏見の撤廃に向けた取組を推進しています。

玉名市の主な取組

- ハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

災害時に関する人権

現状

大規模な自然災害の発生時には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等といった避難行動要支援者への配慮が重要であり、市民が避難所での生活を余儀なくされる場合においてもプライバシーに対する配慮といったことが求められています。

玉名市の主な取組

- 災害発生時には、要支援者の人権が侵害されることがないように支援します。
- 避難所において個々のプライバシーが保てるように配慮します。



- その他にも、我が国には多くの人権問題が存在します。

- ・北朝鮮当局による拉致問題
- ・性的マイノリティに関する人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・刑を終えて出所した人の人権
- ・アイヌの人々の人権

このような人権問題に対しても、正しい知識や理解の促進に努め、情報提供や啓発に努めます。

3 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発には、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人権の大切さについて共通の認識を育てるといった目的があります。

人権問題について知っていても、どこが問題なのか、どういう行動をしなければいけないのかという具体性に欠け、「『人権』という抽象的なものを何となく知っている」だけにとどまっているのが現状です。重要なのは、人権を実体として捉えることです。

全ての市民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことによって人権侵害のない社会が実現されるように、人権教育・啓発の様々な取組を推進することが重要です。

◆あらゆる場における人権教育・啓発

学校等

幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ、人権尊重の意識を高めるための教育が行われています。

玉名市の主な取組

- 一人ひとりを大切にする教育の充実と、学校家庭、地域社会と連携した教育体制の整備を推進します。
- いじめ問題を題材とした「考え、議論する」授業づくりに学校総体として取り組みます。
- 教職員一人ひとりの基本的認識及び授業力・指導力の向上を図ります。

家庭

近年、家庭における教育機能の低下が指摘されています。様々な問題による親の不安やストレスが、子どもの心理に大きな影響を与えています。

玉名市の主な取組

- 子どもの養育に関する悩みを抱える家庭に対して、地域で見守ることができる体制づくりに努めます。
- 学校と家庭の連携促進に努めます。
- 父親に対しても家庭教育への参加を促す啓発活動や学習機会の提供に努めます。

地域社会

より充実した生活や豊かな人生を過ごすために、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会を目指した、積極的な教育・啓発活動が大切です。

玉名市の主な取組

- 地域で活動する様々な主体と連携し、十分な研修の機会ができるように努めます。
- 地域におけるリーダーとなる人たちの人権啓発研修と育成に努めます。
- 地域社会を形成するそれぞれの立場において様々な人権問題や人権教育に対する関心が高まるように、周知・啓発を推進します。

企業・職場等

企業は、その存在、企業活動、営業活動などを通じ、地域や市民と深い関わりをもち、社会性、公共性を有しています。企業内における様々な人権侵害をなくし、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることは、企業における社会的な責任となっています。

玉名市の主な取組

- 公正な採用選考の促進に向けた啓発に努めるとともに、法制度や施策の周知を図り、雇用の促進に努めます。

◆特定職業従事者に対する人権教育・啓発

人権と関わりの深い職業については、それぞれの職業の特徴に対応した人権問題に関する周知・啓発や情報提供、研修機会の充実を図ります。

(1) 市職員	●全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけることが必要となっています。
(2) 教職員	●教職員それぞれが人権に関する豊富な知識を有し、かつ、子どもたちにその知識を正しく伝えるという大事な役割を担っています。
(3) 医療関係者	●人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセントの理念の理解など、人権意識に根ざした接遇の向上が求められています。
(4) 福祉・保健関係者	●高齢者や子ども（及びその保護者）、障がいのある人からの相談を受ける機会が多いことから、相談相手の人格の尊重やプライバシー保持、公平な処遇の確保等が求められています。
(5) マスメディア関係者	●人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしています。そのため、マスメディア関係者には偏見や差別のない、正しい人権意識の保持が必要となっています。



◆効果的な推進施策の整備

人権教育・啓発を効果的に推進していくために、本市では以下の内容を中心に施策を推進します。

(1) 学習機会の提供と内容の充実	●市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心がもてるように、あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。
(2) 人材の育成	●人権教育の指導者を育成するために、市職員や学校職員をはじめ、様々な組織や団体や地域におけるリーダー的な立場の人々に対する研修会の充実を図ります。
(3) 相談支援体制の充実	●多様な相談内容に円滑に対応するために、庁内外の連携体制を整備するとともに、効率的な情報共有の在り方を検討します。

第2次玉名市人権教育・啓発基本計画（概要版）

平成30年3月

発行：玉名市・玉名市教育委員会

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

総務部 人権啓発課 Tel: 0968-75-1119 Fax: 0968-75-1166
 教育部 生涯学習課 Tel: 0968-75-1129 Fax: 0968-75-1138